

バリアフリー改修住宅申告書

年 月 日

富田林市長様

納税義務者

住所 富田林市常盤町〇番〇号

(フリガナ) トンダバヤシ タロウ

氏名 富田林 太郎

(電話番号) 0721-25-1000

個人番号又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
------------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

富田林市税条例附則第7条の2の2第8項の規定により下記のとおり申告します。

家屋の明細	所在地	富田林市 常盤町〇〇番地		
	所有者	富田林 太郎	家屋番号	〇〇番
	種類	居宅	構造	〇〇造〇〇葺〇階建
	床面積	(左のうち人の居住用部分の床面積) 〇〇〇. 〇〇 ㎡ 〇〇〇. 〇〇㎡		
	建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
居住者	居住者の要件該当事項 (該当するものに〇印を付けてください。 ① 〇 65歳以上の人 ② 介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けている人 ③ 障がいのある人 上記に該当する人の 住所 <u>富田林市常盤町〇番〇号</u> 氏名 <u>富田林 花子</u>			
改修内容	改修完了年月日	年 月 日 (平成28年4月1日以降に完了したものが対象です。)		
	改修工事の内容 (該当するものに〇印を付けてください。)	① 〇 廊下・出入口の拡幅 ② 階段の勾配の緩和 ③ 〇 浴室の改良 ④ トイレの改良 ⑤ 手すりの取付け ⑥ 床の段差の解消 ⑦ 引き戸への取替え ⑧ 床表面の滑り止め化		
	改修工事に要した費用	a	3,000,000 円	
	補助金等 (当該改修工事の費用に充てるために交付される補助金等)、 居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費	b	150,000 円	
差引き自己負担額 (50万円超が減額の対象となります。)	a - b	2,850,000 円		
改修完了から3か月以内に申告してください。 この期間経過後に申告する場合には、3か月以内に提出できなかった理由 ① 減額制度を知ったのが遅かったため ② その他 ()				

※ 添付書類等の詳細は、裏面をご覧ください。

※ この申告書は、改修工事が完了した日から3か月以内に提出いただくものです。

処 理 欄 (※記入不要)	【受付時確認】	受 付 印	処 理	課税確認
	<input type="checkbox"/> 改修工事完了から3か月以内か? <input type="checkbox"/> 記載内容に漏れがないか? <input type="checkbox"/> 必要な添付書類が揃っているか? <input type="checkbox"/> 省エネ改修の有無の確認はしたか?		.	.

(裏面へ)

《添付書類》(写しの提出により原本還付可能です。)

- ① 納税義務者の住民票の写し
- ② 居住者の要件が、65歳以上の人-----住民票の写し
介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けている人-----介護保険証
障がいのある人-----障がい者手帳等
- ③ 改修工事明細書、改修箇所の図面・写真(改修前及び改修後)
- ④ 領収書
- ⑤ 補助金等を受けた場合は、その金額が分かる書類(交付決定書)

※ 居住者の要件「65歳以上の人」の年齢及び申告時点での居住者の当該家屋への居住状況については、住民記録により確認しますので、住民票の写しの添付は必要ありません。ただし、市長が住民記録を確認することにつき、下記の欄に同意をお願いします。

※ 納税義務者が署名してください。

この申告につき、市長が私の住民記録を確認することに同意します。

納税義務者 氏名 **富田林 太郎**

居住者(要件該当者) 氏名 **富田林 花子**

《添付書類の説明》

②は、居住者の要件を確認するためのものです。

③は、改修工事の内容を確認するためのものです。建築士等が発行する増改築等工事証明書(所得税のリフォーム減税を受ける際に必要)で代替できます。

④、⑤は、改修工事にかかった自己負担額が50万円超(ただし、工事完了日が平成25年3月31日までの場合は30万円以上)であることを確認するためのものです。

※ ③、⑤については、本市の補助金の交付を受けられた方は、補助金交付担当課への資料請求書(課税課備付け)を提出することで代替できます。

《減額の適用について》

1 新築後10年以上経過した50㎡以上280㎡以下の住宅で、令和8年3月31日までにバリアフリー改修工事が完了した住宅が対象で、100㎡までの部分を対象に翌年度の固定資産税額の3分の1相当額を減額(1年限り)します。都市計画税は減額されません。

2 新築住宅特例(新築軽減)並びに耐震改修特例との同時適用はできません。熱損失防止改修(省エネ改修)住宅特例に限り同時適用できます。

3 1戸につきこの特例適用は1回限りです。

4 賃貸住宅は対象となりません。申告者(納税義務者)と居住者(要件該当者)が異なる場合は、下記の申告をお願いします。※ 納税義務者が署名してください。

この申告に係る家屋は、賃貸住宅ではありません。

納税義務者 氏名 **富田林 太郎**

5 居住者の要件「年齢65歳以上」の年齢判断は、工事完了の翌年の1月1日時点で行います。

6 床面積が100㎡を超える場合は、100㎡までの部分が減額の対象となります。

7 店舗付住宅等の場合は、居住用部分の床面積が2分の1以上のときに適用されます。

○ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒584-8511 富田林市常盤町1-1

富田林市 総務部 課税課 資産税係

電話. 0721-25-1000 内線 113~116

FAX. 0721-20-2012